

公共空間の有効活用による 賑わい創出の取組について 川崎市提案

1 公共空間の活用の意義①

○人口減少や感染症等による社会環境や生活様式の変化を踏まえ、
公共空間の有効活用による、新たな賑わいの創出が重要

(1) 社会環境の変化を踏まえた動向

●時代背景に合わせた公共空間の変化

・人口減少や安定した経済活動などの

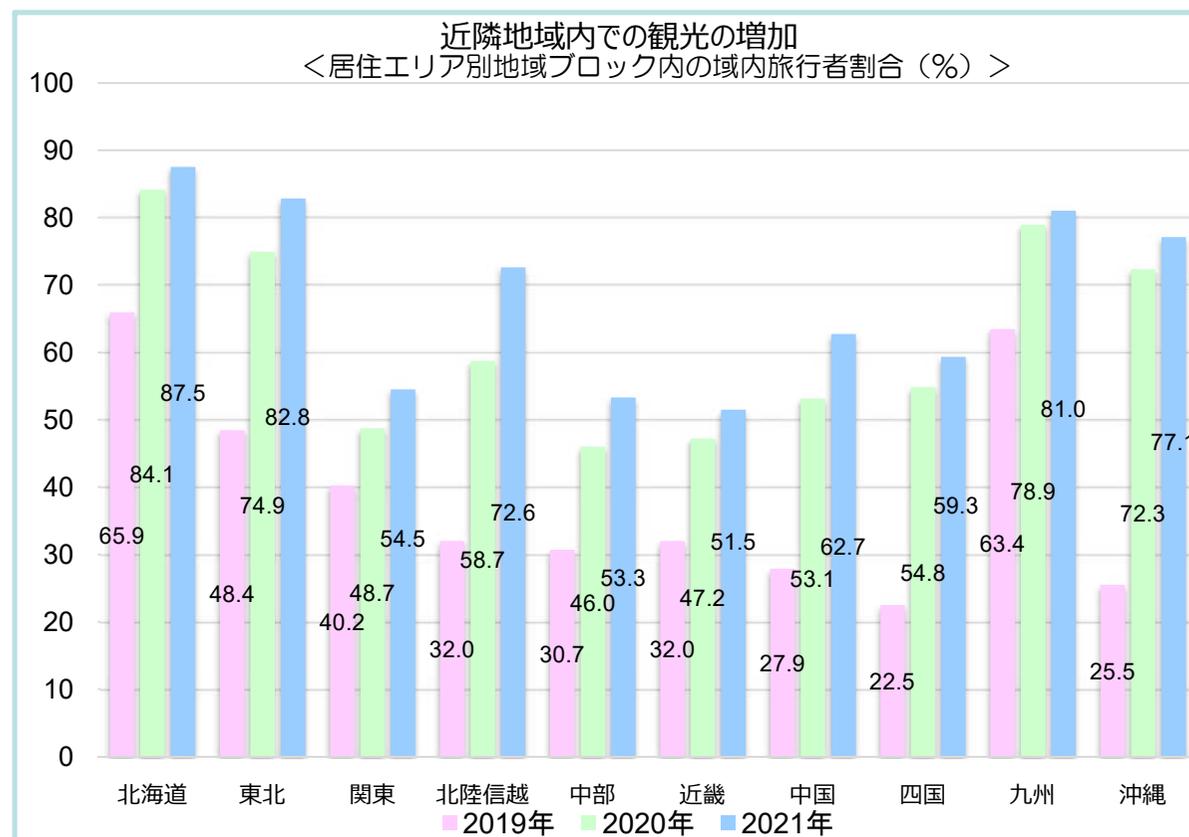
時代背景に合わせ、人の活動に着目した
公共空間の活用へと変化

・コロナ禍における感染防止や密の回避等を

目的とした公共空間の積極的な活用の進展

・コロナ禍を通じた近隣地域内での観光の増加や

インバウンド需要の回復によるニーズ



1 公共空間の活用の意義②

(2) 公共空間の有効活用の事例

● 海外の事例

- ・ニューヨーク タイムズ・スクエア 歩行者天国を常設化
- ・来訪者が11%増加



● 国内の事例

- ・ウォーカブルなまちづくり (※)

※街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組



※国土交通省「ストリートデザインガイドライン - 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書」・「ウォーカブル ポータルサイト」より、川崎市作成

2 公共空間の活用に向けた国の動向

○国においても、道路をはじめ公共空間への新たなニーズに対応した様々な取組を推進している

(1) コロナ禍を契機とした国の施策

- 道路占用の許可基準の緩和
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の支援のため、緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占有基準を緩和（国土交通省）
- 新型コロナ危機を契機としたまちづくりのあり方の検討
 - ・新型コロナ危機を踏まえ、今後の都市のあり方や都市政策について有識者や地方公共団体、民間事業者等にヒアリングを実施（国土交通省）

(2) 公共空間の活用に関する国の施策

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度
 - ・居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成等に資する空間創出や計画策定等への支援として、新たな予算措置や税制改正、法改正等の施策を推進
- 【例】
 - まちなかウォーカブル推進事業
 - ウォーカブル推進税制
 - 官民連携まちなか再生推進事業
- 公共空間活用のための制度措置
 - ・道路占有許可の特例（イベント利用、歩行者利便増進道路）、河川占有許可、公園占有許可の特例、Park-PFI 等

3 公共空間を活用した賑わい創出に向けて①

○各都県市においても、公共空間を活用した賑わい創出に向けて、様々な取組を行っているが、課題も多い状況

【参考】川崎市における取組と課題、今後の方向性

(1) 主な取組

①第1回 川崎夜市 (川崎ソウルフード屋台)

- 令和4年11月22日開催 (23日は悪天候により中止)
- 川崎駅東口の駅前広場を活用し、食と音楽が融合するイベントとして開催

②川崎駅東口駅前広場 (川崎ルフロン前の広場) における定期的なイベント

- 令和4年5月～12月の期間中、毎月1回以上イベントを開催
- イベント実施事業者を公募し、駅周辺の更なる商業活性化やまちのにぎわいの創出を図る

(2) これまでの取組における課題と今後の方向性

①道路等を活用した取組の推進

【課題】円滑な道路交通の確保や地域の協力などの視点からの多方面との協議が必要

⇒ 道路の活用に向けた協議・調整事項の整理と円滑な調整の手法の研究

②継続的な取組の実施

【課題】継続的な実施を可能とする担い手や資金等の確保が困難

⇒ 継続的に実施するための手法の検討



川崎夜市の様子



川崎駅東口駅前広場における
定期的なイベントの様子

3 公共空間を活用した賑わい創出に向けて②

【首都圏における取組の課題】

特に立地環境や交通状況等、多くの制約を有する首都圏では、多方面との調整や協議に多大な労力を要するとともに、継続的な取組の展開にあたっては、担い手や資金の確保などの課題



九都県市が共同で、道路等を活用した賑わい創出の取組について、知見の共有及び課題解決手法の検討を行う

4 九都県市による研究内容の例

- 各都県市が有する先進的な事例の調査・研究
 - ・賑わい創出の取組の実現に向けた調整や協議等のプロセスや課題解決手法の検討
 - ・賑わい創出の取組を継続するための手法等、好事例の共有